

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年 1 月20日
【計算期間】	第 9 期中（自 2021年 4 月21日 至 2021年10月20日）
【ファンド名】	DWS グローバル公益債券ファンド（年 1 回決算型） C コース（為替ヘッジあり） DWS グローバル公益債券ファンド（年 1 回決算型） D コース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石谷 洋章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

（2021年11月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,543,295,763	99.05
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	72,028,615	0.95
合計（純資産総額）		7,615,324,378	100.00

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

（2021年11月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,521,330,516	100.26
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	3,908,459	0.26
合計（純資産総額）		1,517,422,057	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

（2021年11月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	メキシコ	589,758,196	0.63
	フランス	2,612,638,772	2.78
	オランダ	1,052,581,906	1.12
	スウェーデン	402,356,812	0.43
	デンマーク	2,059,957,040	2.19
	スロバキア	792,046,299	0.84
	インド	399,581,037	0.43
	アラブ首長国連邦	1,932,103,632	2.06
小計		9,841,023,694	10.48

中期報告書（内国投			
社債券	アメリカ	52,971,357,927	56.40
	カナダ	2,907,404,069	3.10
	チリ	205,423,567	0.22
	ドイツ	1,640,101,521	1.75
	イタリア	2,703,887,764	2.88
	フランス	812,868,173	0.87
	オランダ	10,399,786,789	11.07
	スペイン	1,900,824,749	2.02
	ルクセンブルグ	485,847,055	0.52
	フィンランド	647,816,636	0.69
	アイルランド	598,779,926	0.64
	イギリス	854,889,047	0.91
	スウェーデン	509,243,894	0.54
	チェコ	949,075,422	1.01
	オーストラリア	1,536,016,718	1.64
	インド	950,446,070	1.01
	イスラエル	324,035,448	0.34
	英ヴァージン諸島	656,020,574	0.70
	小計	81,053,825,349	86.30
	コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	3,030,430,987
合計(純資産総額)		93,925,280,030	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

計算期間末または各月末		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	(2014年 4月21日)	892	892	1.0357	1.0357
第2計算期間末	(2015年 4月20日)	5,154	5,154	1.0936	1.0936
第3計算期間末	(2016年 4月20日)	5,438	5,438	1.0599	1.0599
第4計算期間末	(2017年 4月20日)	8,149	8,149	1.0859	1.0859
第5計算期間末	(2018年 4月20日)	8,040	8,040	1.0788	1.0788
第6計算期間末	(2019年 4月22日)	6,162	6,162	1.0859	1.0859
第7計算期間末	(2020年 4月20日)	6,455	6,455	1.1184	1.1184
第8計算期間末	(2021年 4月20日)	8,163	8,163	1.1718	1.1718
2020年11月末日		7,403	—	1.1958	—
12月末日		7,337	—	1.2008	—
2021年 1月末日		8,343	—	1.1945	—
2月末日		8,076	—	1.1677	—
3月末日		8,090	—	1.1609	—
4月末日		8,193	—	1.1690	—
5月末日		8,297	—	1.1740	—
6月末日		8,436	—	1.1851	—
7月末日		7,693	—	1.1998	—
8月末日		7,872	—	1.1959	—
9月末日		7,841	—	1.1857	—
10月末日		7,701	—	1.1816	—
11月末日		7,615	—	1.1728	—

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2014年 4月21日）	696	696	1.0981	1.0981
第2計算期間末（2015年 4月20日）	1,354	1,354	1.2534	1.2534
第3計算期間末（2016年 4月20日）	1,174	1,174	1.1342	1.1342
第4計算期間末（2017年 4月20日）	1,691	1,691	1.1468	1.1468
第5計算期間末（2018年 4月20日）	1,817	1,817	1.1861	1.1861
第6計算期間末（2019年 4月22日）	1,381	1,381	1.2286	1.2286
第7計算期間末（2020年 4月20日）	1,190	1,190	1.2278	1.2278
第8計算期間末（2021年 4月20日）	1,271	1,271	1.3362	1.3362
2020年11月末日	1,120	—	1.3006	—
12月末日	1,206	—	1.3104	—
2021年 1月末日	1,227	—	1.3133	—
2月末日	1,241	—	1.3100	—
3月末日	1,317	—	1.3440	—
4月末日	1,269	—	1.3439	—
5月末日	1,402	—	1.3635	—
6月末日	1,411	—	1.3763	—
7月末日	1,419	—	1.3805	—
8月末日	1,478	—	1.3775	—
9月末日	1,471	—	1.3828	—
10月末日	1,526	—	1.4053	—
11月末日	1,517	—	1.3825	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

		1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2013年 7月23日～2014年 4月21日	0.0000
第2計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	0.0000
第3計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第4計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第5計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
第6計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.0000
第7計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0000
第8計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	0.0000

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

		1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2013年 7月23日～2014年 4月21日	0.0000
第2計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	0.0000
第3計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第4計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第5計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000

第6計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.0000
第7計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0000
第8計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	0.0000

【収益率の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

		収益率（％）
第1計算期間	2013年 7月23日～2014年 4月21日	3.6
第2計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	5.6
第3計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	3.1
第4計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	2.5
第5計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.7
第6計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.7
第7計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	3.0
第8計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	4.8
第9中間計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	0.4

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

		収益率（％）
第1計算期間	2013年 7月23日～2014年 4月21日	9.8
第2計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	14.1
第3計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	9.5
第4計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	1.1
第5計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	3.4
第6計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	3.6
第7計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.1
第8計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	8.8
第9中間計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	5.6

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2013年 7月23日～2014年 4月21日	871,480,317	9,491,095
第2計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	4,096,046,456	244,684,845
第3計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	1,992,290,505	1,574,203,150
第4計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	5,548,328,441	3,175,028,142
第5計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	1,844,921,626	1,896,980,219
第6計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	628,636,257	2,406,427,915
第7計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	2,011,745,555	1,914,218,296
第8計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	3,114,260,285	1,920,346,617
第9中間計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	901,318,711	1,306,228,061

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2013年 7月23日～2014年 4月21日	638,438,304	3,870,307
第2計算期間	2014年 4月22日～2015年 4月20日	817,312,521	371,314,867
第3計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	489,411,650	534,113,400
第4計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	854,272,579	415,073,783
第5計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	360,952,323	303,911,682
第6計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	169,638,215	577,197,985
第7計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	249,102,744	403,714,931
第8計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	266,635,979	285,146,692
第9中間計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	217,139,690	89,016,621

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間（2021年4月21日から2021年10月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,045,724	1,268,222
親投資信託受益証券	8,220,131,465	8,116,885,499
派生商品評価勘定	28,039,745	5,687,726
流動資産合計	8,256,216,934	8,123,841,447
資産合計	8,256,216,934	8,123,841,447
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,059,391	336,041,985
未払解約金	15,035,717	314,599
未払受託者報酬	1,703,677	1,784,639
未払委託者報酬	59,628,661	62,462,197
未払利息	22	3
その他未払費用	708,931	1,029,131
流動負債合計	93,136,399	401,632,554
負債合計	93,136,399	401,632,554
純資産の部		
元本等		
元本	6,966,329,163	6,561,419,813
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,196,751,372	1,160,789,080
（分配準備積立金）	477,658,623	394,068,745
元本等合計	8,163,080,535	7,722,208,893
純資産合計	8,163,080,535	7,722,208,893
負債純資産合計	8,256,216,934	8,123,841,447

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 (自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日)	第9期中間計算期間 (自 2021年 4月21日 至 2021年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	398,736,609	515,518,945
為替差損益	4,413,732	403,309,352
営業収益合計	394,322,877	112,209,593
営業費用		
支払利息	1,416	964
受託者報酬	1,505,411	1,784,639
委託者報酬	52,689,304	62,462,197
その他費用	999,671	1,035,071
営業費用合計	55,195,802	65,282,871
営業利益	339,127,075	46,926,722
経常利益	339,127,075	46,926,722
中間純利益	339,127,075	46,926,722
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	31,982,328	25,573,178
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	683,210,003	1,196,751,372
剰余金増加額又は欠損金減少額	200,751,964	167,849,082
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	200,751,964	167,849,082
剰余金減少額又は欠損金増加額	82,922,716	225,164,918
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	82,922,716	225,164,918
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,108,183,998	1,160,789,080

(3)【中間注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
1. 受益権の総数	6,966,329,163口	6,561,419,813口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1718円 (11,718円)	1.1769円 (11,769円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期中間計算期間 (自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日)	第9期中間計算期間 (自 2021年 4月21日 至 2021年10月20日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左

(金融商品に関する注記)**金融商品の時価等に関する事項**

項目	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)**取引の時価等に関する事項****(通貨関連)**

区分	種類	第8期計算期間(2021年4月20日現在)		
		契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	285,981,737	-	283,644,707	2,337,030
	ユーロ	42,026,925	-	42,147,686	120,761
	売建				
	アメリカドル	5,807,015,066	-	5,779,096,082	27,918,984
	ユーロ	1,976,874,742	-	1,986,710,182	9,835,440
	イギリスポンド	728,705,652	-	732,592,573	3,886,921
	合計	8,840,604,122	-	8,824,191,230	11,980,354

区分	種類	第9期中間計算期間(2021年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	247,173,844	-	251,943,230	4,769,386
	イギリスポンド	26,753,498	-	27,671,838	918,340
	売建				
	アメリカドル	5,554,853,880	-	5,791,514,648	236,660,768
	ユーロ	1,786,989,468	-	1,850,299,095	63,309,627
	イギリスポンド	675,200,103	-	711,271,693	36,071,590
	合計	8,290,970,793	-	8,632,700,504	330,354,259

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	5,772,415,495	6,966,329,163
期中追加設定元本額	3,114,260,285	901,318,711
期中一部解約元本額	1,920,346,617	1,306,228,061

【DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,186	2,019,368
親投資信託受益証券	1,281,019,409	1,533,551,260
流動資産合計	1,281,030,595	1,535,570,628
資産合計	1,281,030,595	1,535,570,628
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	654,338
未払受託者報酬	263,922	312,031
未払委託者報酬	9,237,145	10,921,127
未払利息	-	5
その他未払費用	196,658	248,084
流動負債合計	9,697,725	12,135,585
負債合計	9,697,725	12,135,585
純資産の部		
元本等		
元本	951,420,668	1,079,543,737
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	319,912,202	443,891,306
（分配準備積立金）	111,497,130	102,281,762
元本等合計	1,271,332,870	1,523,435,043
純資産合計	1,271,332,870	1,523,435,043
負債純資産合計	1,281,030,595	1,535,570,628

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 (自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日)	第9期中間計算期間 (自 2021年 4月21日 至 2021年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	72,983,190	88,380,850
営業収益合計	72,983,190	88,380,850
営業費用		
支払利息	115	80
受託者報酬	260,308	312,031
委託者報酬	9,111,023	10,921,127
その他費用	272,979	248,084
営業費用合計	9,644,425	11,481,322
営業利益	63,338,765	76,899,528
経常利益	63,338,765	76,899,528
中間純利益	63,338,765	76,899,528
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	10,819,398	2,731,647
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	220,960,393	319,912,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,192,191	79,980,411
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,192,191	79,980,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,347,525	30,169,188
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,347,525	30,169,188
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	253,324,426	443,891,306

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
1. 受益権の総数	951,420,668口	1,079,543,737口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3362円 (13,362円)	1.4112円 (14,112円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期中間計算期間 (自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日)	第9期中間計算期間 (自 2021年 4月21日 至 2021年10月20日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第8期計算期間 (2021年4月20日現在)	第9期中間計算期間 (2021年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	969,931,381	951,420,668
期中追加設定元本額	266,635,979	217,139,690
期中一部解約元本額	285,146,692	89,016,621

（参考情報）

当ファンドは「DWS グローバル公益債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2021年4月20日現在)	(2021年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,027,199,674	1,614,993,608
コール・ローン	104,181,260	108,184,062
特殊債券	10,472,641,565	10,211,945,444
社債券	81,542,056,786	85,727,078,334
派生商品評価勘定	224,972,664	341,808,070
未収利息	878,727,245	867,219,993
前払費用	2,996,690	5,546,616
差入委託証拠金	1,308,202,766	992,811,398
流動資産合計	98,560,978,650	99,869,587,525
資産合計	98,560,978,650	99,869,587,525
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	3,263,231
未払金	247,532,000	-
未払利息	285	296
流動負債合計	247,532,285	3,263,527
負債合計	247,532,285	3,263,527
純資産の部		
元本等		
元本	46,299,944,259	44,185,357,796
剰余金		
剰余金又は欠損金()	52,013,502,106	55,680,966,202
元本等合計	98,313,446,365	99,866,323,998
純資産合計	98,313,446,365	99,866,323,998
負債純資産合計	98,560,978,650	99,869,587,525

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。 (2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年4月20日現在)	(2021年10月20日現在)
1. 受益権の総数	46,299,944,259口	44,185,357,796口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1234円 (21,234円)	2.2602円 (22,602円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年4月20日現在)	(2021年10月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2021年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	358,585,671	-	356,277,419	2,308,252
	合計	358,585,671	-	356,277,419	2,308,252

区分	種類	(2021年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	602,645,905	-	605,909,136	3,263,231
	合計	602,645,905	-	605,909,136	3,263,231

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(債券関連)

区分	種類	(2021年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	12,868,880,970	-	12,646,216,558	222,664,412
	合計	12,868,880,970	-	12,646,216,558	222,664,412

区分	種類	(2021年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	13,635,093,670	-	13,293,285,600	341,808,070
	合計	13,635,093,670	-	13,293,285,600	341,808,070

(注1)時価の算定方法

- 1.先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2.先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(その他の注記)

項目	(2021年4月20日現在)	(2021年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	50,337,296,110	46,299,944,259
期中追加設定元本額	5,571,894,583	1,738,331,812
期中一部解約元本額	9,609,246,434	3,852,918,275
期末元本額	46,299,944,259	44,185,357,796
2.元本の内訳		
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース(為替ヘッジあり)	29,690,457,410	27,973,841,033
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Bコース(為替ヘッジなし)	6,334,998,589	6,380,185,077
DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース (為替ヘッジあり)	4,772,064	6,231,986
DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース (為替ヘッジなし)	3,755,305	6,089,574
DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Cコース(為替ヘッジあり)	3,871,211,955	3,591,224,449
DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Dコース(為替ヘッジなし)	603,286,903	678,502,460
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2014-07 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	3,495,191,925	3,436,407,805
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2015-03 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	927,237,239	911,550,596
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2015-06 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	483,341,379	475,319,355
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2017-07 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	885,691,490	726,005,461

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金の額

3,078百万円（2021年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2021年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2021年11月末現在）

最近5年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2021年11月末現在、委託会社の運用するファンドは88本、純資産総額は573,495百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	69本	240,682百万円
	単位型	株式投資信託	4本	11,991百万円
私募	追加型	株式投資信託	15本	320,821百万円
合計			88本	573,495百万円

(3)【その他】

訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:千円）

	前事業年度 (2020年 3 月31日)		当事業年度 (2021年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	1	4,179,859	1	3,635,116
前払費用		6,084		18,514
未収入金		31,104		-
未収委託者報酬		419,358		454,967
未収運用受託報酬		4,146		2,271
未収収益		1,012,488		709,619
未収還付消費税等		7,341		14,645
立替金		43,273		38,451
為替予約		176		614
流動資産計		5,703,834		4,874,202
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		9,479		9,857
敷金		20,316		18,320
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
投資その他の資産合計		40,795		39,177
固定資産合計		40,795		39,177
資産合計		5,744,629		4,913,379

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	198,737	197,876
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	208,121	225,390
その他未払金	54,956	24,502
未払費用	1 575,298	1 928,564
未払法人税等	28,723	11,262
賞与引当金	118,431	136,011
為替予約	6,269	12,682
流動負債合計	1,192,050	1,537,800
固定負債		
退職給付引当金	497,764	439,883
長期未払費用	61,981	43,850
賞与引当金	87,975	77,057
繰延税金負債	-	444
固定負債合計	647,721	561,235
負債合計	1,839,771	2,099,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,002,124	2,094,662
利益剰余金合計	1,002,124	2,094,662
株主資本合計	3,905,875	2,813,337
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,017	1,006
評価・換算差額等合計	1,017	1,006
純資産合計	3,904,857	2,814,343
負債純資産合計	5,744,629	4,913,379

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,029,921	3,371,259
運用受託報酬	18,096	13,399
その他営業収益	1,868,787	1,513,878
営業収益合計	5,916,805	4,898,536
営業費用		
支払手数料	2,038,720	1,682,888
広告宣伝費	40,076	30,982
調査費	77,908	61,011
委託調査費	324,357	294,392
情報機器関連費	181,196	167,001
委託計算費	202,416	197,629
通信費	6,298	7,233
印刷費	39,319	29,134
協会費	13,341	10,585
諸会費	185	53
諸経費	24,932	26,717
営業費用合計	2,948,754	2,507,628
一般管理費		
役員報酬	59,100	57,975
給料・手当	1,162,628	1,108,247
賞与	491,833	405,716
交際費	9,820	620
寄付金	2,000	2,000
旅費交通費	35,705	1,375
租税公課	34,398	39,916
不動産賃借料	194,695	245,732
退職給付費用	112,065	107,556
福利厚生費	263,743	291,556
業務委託費	1 539,084	1 1,110,776
退職金	6,485	4,848
諸経費	81,627	115,248
一般管理費合計	2,993,188	3,491,571
営業損失 ()	25,137	1,100,663
営業外収益		
雑収益	6,563	3,874
営業外収益合計	6,563	3,874
営業外費用		
為替差損	10,548	13,565
その他	3,382	495
営業外費用合計	13,931	14,061
経常損失 ()	32,504	1,110,850
特別利益		
割増退職金の取崩しによる戻入益	-	21,045

特別利益合計	-	21,045
特別損失		
割増退職金	13,046	-
特別損失合計	13,046	-
税引前当期純損失（ ）	45,551	1,089,804
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,734
法人税等調整額	782,916	-
法人税等合計	785,206	2,734
当期純損失（ ）	830,757	1,092,538

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	171,366	4,736,633
当期変動額				
剰余金の配当			-	-
当期純損失（ ）			830,757	830,757
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	830,757	830,757
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,002,124	3,905,875

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	43	43	4,736,676
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純損失（ ）			830,757
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,061	1,061	1,061
当期変動額合計	1,061	1,061	831,818
当期末残高	1,017	1,017	3,904,857

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,002,124	3,905,875
当期変動額				
剰余金の配当			-	-
当期純損失（ ）			1,092,538	1,092,538
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	1,092,538	1,092,538
当期末残高	3,078,000	1,830,000	2,094,662	2,813,337

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,017	1,017	3,904,857
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純損失（ ）			1,092,538
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,024	2,024	2,024
当期変動額合計	2,024	2,024	1,090,514
当期末残高	1,006	1,006	2,814,343

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（未適用の会計基準等）

1．収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2．時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

重要な影響は生じないと見込んでおります。

（貸借対照表関係）

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
預金	941,757 千円	1,198,619 千円
未払費用	29,781 千円	120,801 千円

（損益計算書関係）

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
業務委託費	101,157 千円	172,944 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	4,179,859	4,179,859	-
(2) 未収委託者報酬	419,358	419,358	-
(3) 未収運用受託報酬	4,146	4,146	-
(4) 未収収益	1,012,488	1,012,488	-
(5) 投資有価証券 その他の有価証券	9,479	9,479	-
資産計	5,625,331	5,625,331	-
(1) 預り金	198,737	198,737	-
(2) 未払手数料	208,121	208,121	-
(3) その他未払金	54,956	54,956	-
(4) 未払費用	575,298	575,298	-
負債計	1,037,114	1,037,114	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,093)	(6,093)	-
デリバティブ取引計	(6,093)	(6,093)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	4,179,859	-	-
未収委託者報酬	419,358	-	-
未収運用受託報酬	4,146	-	-
未収収益	1,012,488	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	1,834	307	-
合計	5,617,687	307	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2021年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,635,116	3,635,116	-
(2)未収委託者報酬	454,967	454,967	-
(3)未収運用受託報酬	2,271	2,271	-
(4)未収収益	709,619	709,619	-
(5)投資有価証券			
その他の有価証券	9,857	9,857	-
資産計	4,811,832	4,811,832	-
(1)預り金	197,876	197,876	-
(2)未払手数料	225,390	225,390	-
(3)その他未払金	24,502	24,502	-
(4)未払費用	928,564	928,564	-
負債計	1,376,332	1,376,332	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(12,067)	(12,067)	-
デリバティブ取引計	(12,067)	(12,067)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	3,635,116	-	-
未収委託者報酬	454,967	-	-
未収運用受託報酬	2,271	-	-
未収収益	709,619	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	468	-
合計	4,801,975	468	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	9,479	10,496	1,017
合計		9,479	10,496	1,017

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	9,740	8,289	1,451
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	116	117	0
合計		9,857	8,406	1,450

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,960	49	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（2020年 3 月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	13,917	-	176	176
	米ドル	350,105	-	1,741	1,741
	買建				
	ユーロ	378,861	-	4,527	4,527
合計		742,884	-	6,093	6,093

当事業年度（2021年 3 月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	284,734	-	2,742	2,742
	米ドル	436,136	-	14,695	14,695
	買建				
	ユーロ	943,008	-	3,356	3,356
	米ドル	350,829	-	2,013	2,013
合計		2,014,708	-	12,067	12,067

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

			(単位:千円)	
	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	497,615		499,466	
勤務費用	58,504		56,878	
利息費用	1,572		1,977	
数理計算上の差異の発生額	6,325		14,238	
退職給付の支払額	52,880		124,408	
転籍者調整額	980		140	
退職給付債務の期末残高	499,466		419,816	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

			(単位:千円)	
	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	499,466		419,816	
未積立退職給付債務	499,466		419,816	
未認識数理計算上の差異	1,702		20,329	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	497,764		440,145	
退職給付引当金	497,764		440,145	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	497,764		440,145	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

			(単位:千円)	
	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	58,504		56,878	
利息費用	1,572		1,977	
数理計算上の差異の費用処理額	11,436		7,793	
確定給付制度に係る退職給付費用	71,514		66,649	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.50%		0.90%	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度40,551千円、当事業年度 40,907千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	52,129	65,241
その他未払金	16,827	7,502
未払費用	176,156	284,326
未払事業税	8,093	8,808
長期未払費用	30,051	13,427
退職給付引当金	152,415	134,692
減価償却超過額	26,694	113,657
繰越欠損金	624,026	824,633
その他有価証券評価差額金	311	-
その他	74,318	20,891
繰延税金資産小計	1,161,025	1,473,180
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	624,026	824,633
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	536,998	648,547
評価性引当額小計	1,161,025	1,473,180
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	444
繰延税金負債合計	-	444
繰延税金資産（負債）の純額	-	444

(注) 1. 評価性引当額が312,155千円増加しております。この増加内容は、繰延税金資産全額に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	624,026	624,026
評価性引当額	-	-	-	-	-	624,026	624,026
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金624,026千円（法定実効税率を乗じた額）の全額について、評価性引当金を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	824,633	824,633
評価性引当額	-	-	-	-	-	824,633	824,633
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金824,633千円（法定実効税率を乗じた額）の全額について、評価性引当金を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4	0.0
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	45.6	1.9
評価性引当金	1,718.7	28.6
住民税均等割	5.0	0.2
法人税調整額等	19.4	-
その他	-	0.0
税効果会計適用後の法人税の負担率	1,723.7	0.2

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,280,838 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	91,583	*2 預金 未払費用	941,757 21,888
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	8,982	未払費用	7,883

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,280,838 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	128,412	*2 預金 未払費用	1,198,619 68,508
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	44,514	未払費用	54,282

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	484,680	未払費用	25,013
同一の親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	933,590	未収収益	584,884
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	111,423 62,022 7,484	未払費用 未収収益	185,182 25,962
同一の親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	78,504	未収収益	19,507
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	△ 53,332 246,750 47,723	未払費用 未収収益	77,568 21,900
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	2,142 172,325	未払費用 未収収益	4,198 32,970
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	42,487 289,088	未払費用 未収収益	38,883 206,740
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	157,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	120,898	未収入金 未収収益	31,104 113,215

当事業年度（自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他一般管理費	810,880 34,050	未払費用	278,753
同一の親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	798,780	未収収益	387,878
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	147,888 47,420 4,570	未払費用 未収収益	47,188 11,902
同一の親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	83,710	未収収益	21,024
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investaent GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	53,454 229,850 29,581	未払費用 未収収益	11,609 8,358
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	2,442 2,520	未払費用 未収収益	7,138 47,027
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	32,370 299,281	未払費用 未収収益	15,683 72,789
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	107,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	115,217	未収収益	141,329
同一の親会社 を持つ会社	DBI Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	48,371	未収収益	13,537
同一の親会社 を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	95,941	未収収益	23,582
同一の親会社 を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	25,298	未払費用	33,481
同一の親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	88,795	未払費用	87,438
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	98,700 千シンガ ポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	111,882	未払費用	118,729
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,800 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	109,727	未払費用	113,839

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
 ニューヨーク証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH
 DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
1株当たり純資産額	63,431.73 円	45,717.08 円
1株当たり当期純損失金額 ()	13,495.09 円	17,747.53 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額 () の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
----	--	--

当期純損失金額（ ）（千円）	830,757	1,092,538
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純損失金額（ ）（千円）	830,757	1,092,538
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,741,033
前払費用		9,608
未収入金		42,304
未収消費税等	1	22,089
未収委託者報酬		480,540
未収運用受託報酬		2,190
未収収益		766,313
立替金		43,020
流動資産計		5,107,100
固定資産		
投資その他の資産		41,838
固定資産計		41,838
資産合計		5,148,938
負債の部		
流動負債		
預り金		44,088
未払金		284,659
未払手数料		238,505
その他未払金		46,153
未払費用		1,280,708
未払法人税等		65,645
賞与引当金		412,810
為替予約		9,565
流動負債計		2,097,479
固定負債		
長期未払費用		41,895
退職給付引当金		466,195
賞与引当金		73,833
繰延税金負債		597
固定負債計		582,522
負債合計		2,680,001
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		2,440,417
繰越利益剰余金		2,440,417
利益剰余金計		2,440,417
株主資本計		2,467,582
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,354
評価・換算差額等合計		1,354
純資産合計		2,468,937
負債・純資産合計		5,148,938

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,755,509
運用受託報酬	4,750
その他営業収益	908,682
営業収益計	2,668,942
営業費用	
支払手数料	877,155
その他営業費用	403,624
営業費用計	1,280,779
一般管理費	1,665,270
営業損失（ ）	277,107
営業外収益	3,419
営業外費用	1 6,840
経常損失（ ）	280,528
税引前中間純損失（ ）	280,528
法人税、住民税及び事業税	65,226
法人税等合計	65,226
中間純損失（ ）	345,754

注記事項

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。 契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（時価算定会計基準等の適用）

時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、本基準の適用により当社の財務諸表に与える重要な影響はありません。

（収益認識に関する会計基準等の適用）

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、本基準の適用により当社の財務諸表に与える重要な影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (2021年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1 営業外費用の主要項目 為替差損 6,449千円

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2021年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	3,741,033	3,741,033	-
(2)未収委託者報酬	480,540	480,540	-
(3)未収収益	766,313	766,313	-
(4)投資有価証券 その他の有価証券	10,363	10,363	-
資産計	4,998,251	4,998,251	-
(1)未払手数料	238,505	238,505	-
(2)未払費用	1,280,708	1,280,708	-
(3)未払法人税等	65,645	65,645	-
負債計	1,584,860	1,584,860	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(9,565)	(9,565)	-
デリバティブ取引計	(9,565)	(9,565)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	9,565	-	9,565
負債計	-	9,565	-	9,565

(*1)時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、その他有価証券10,363千円は上記の表に含めておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

投資信託については、取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額を時価としております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2021年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	10,363	8,411	1,952
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		10,363	8,411	1,952

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（2021年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	72,466	-	596	596
	米ドル	211,290	-	2,965	2,965
	買建				
	ユーロ	581,590	-	6,003	6,003

合計	865,348	-	9,565	9,565
----	---------	---	-------	-------

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
1,759,894	457,282	451,765	2,668,942

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	417,855	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間末 (2021年9月30日)
1株当たり純資産額	40,106円19銭
1株当たり中間純損失金額（ ）	5,616円54銭

（注）１． 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２． 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純損失金額（ ）(千円)	345,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額（ ）(千円)	345,754
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

独立監査人の監査報告書

2021年 6 月11日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

林 秀行

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月 6 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

関 賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2021年11月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）の2021年4月21日から2021年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）の2021年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年4月21日から2021年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2021年11月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）の2021年4月21日から2021年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）の2021年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年4月21日から2021年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。